# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道岩内町長

### 公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種に関する事務				
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。 予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 予防接種の実施に関する事務 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種の実施に関する事務 ④ 予防接種はよる健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務 ⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑥ 予防接種の実施、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。				
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④ワクチン接種記録システム (VRS)				
2. 特定個人情報ファイル名					
予防接種データ管理ファイル、宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
	番号法第9条第1項及び別表第一項10、93の2				

法令上の根拠

番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務

省令第5号)第10条、第67条2 番号法第19条第15号(ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> <ul> <li>実施する</li> <li>実施する</li> <li>実施しない</li> <li>3)未定</li> </ul>					
	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二					
	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策 特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で 定めるもの」が含まれる項(115の2の項)					
	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の3の項)					
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置 法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるも の」が含まれる項(115の2の項)					
	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務省令第7号)					
	(別表第二主務省令における情報提供の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)					

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係			
②所属長の役職名	健康福祉部 健康づくり課長			

(別表第二主務省令における情報照会の根拠) 別表第二省令(第59条の2)

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 請求先 岩内町 経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011

(※別表第二の115の2の項)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 経営へ画知 終該理 床舎 桂報管理係 0125-62-1011
岩内町 経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和3年8月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	3年8月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	価書の種類					
[    基礎	項目評価	[書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[ 0 ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを	通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≥の接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

#### 変更簡所

変更問題	<b>介</b> 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
<b>東東日</b>	タロー タロー	2 32 323 23 23		近山时柳	定田時期に除る説明
令和3年9月1日	I −1. ①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年9月1日	I 一1. ②事務の概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定 接種や、住民に対する予防接種、予診票の発 行等を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行 のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法 及び行政手続における特定の個人を識別者 ための番号の利用等に関する法律(以下1番号 法という。)の規定に従い、特定個人情報を以 下の事務で取り扱う。 ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者の把握に関する事務 ② 予防接種データの記録管理に関する事務 ② 予防接種データの記録管理に関する事務 ③ 定期接種により健康被害が生じた場合に給 付金の事務	① アが核種対象者の允強に関する事務 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種による健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務 ⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、 修理・他市町村へ接種記録等を登録、	事後	
令和3年9月1日	I −1. ③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年9月1日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一項93の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第67条2	番号法第9条第1項及び別表第一項10,93の2番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内間府・総務省令第5号)第10条、第67条2番号法第19条第15号(ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)番号法第19条第5号(委託先への提供)		
令和3年9月1日	I -4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関するま作別を定める事務をの名(別表第二の115の名の第)(別表第二主務省令における情報提供の根拠)別表第二書(第15の2の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠)別表第二主務省令における情報提供の根拠)別表第二主務省令における情報提供の根拠)別表第二主務省令における情報提供の根拠)別表第二主務省令における情報提供の根拠)別表第二主務省令における情報規度の根拠)別表第二百十分(第59条の2)(※別表第二百十分(第59条の2)(※別表第二百十分(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって直接の実施に関する情報であって直接の実施に関する情報であって直接の事業に「財産者」が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二書)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二音)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二音)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二音)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二音)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二音)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二音)(第59条の20項)(別表第二年の115の20項項)(別表第二年の115の20項項)(別表第二年の115の20項項)(別表第二の115の20項項)(別表第二条の115の20項項)	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-1. 対象人数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
	Ⅱ-2. 取扱者数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		